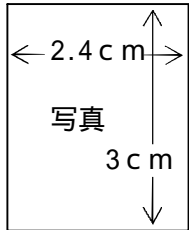


# 宅地建物取引主任者証 交付申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引主任者証の交付を申請します。

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号 (      -      )

申請者 住 所

氏 名



申請の種類

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号

受付年月日

申請時の登録番号

受講年月日

住 所	電話番号 (      ) -	
(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
業務に従事している 宅地建物取引業 者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 知事 (      ) 第      号
新規の場合	試験の合格後1年を経 過しているか否かの別	1年を経過して( いる ・ いない )
更新又は登録 の移転の場合	現に有する取引主任者 証の有効期限	年 月 日

この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。

年 月 日

講習実施者



確認欄

# 取引主任者証の交付手続きについて

取引主任者の資格登録を終えた者が、取引主任者として宅地建物取引業に従事するには、取引主任者証が必要です。

取引主任者証交付の手続きは、宅地建物取引主任者資格試験に合格してから1年以内かどうかにより異なります。

## 1 試験に合格してから1年以内の場合

資格登録完了の通知ハガキが届いてから、必要な申請書類（下記参照）を下記提出先まで簡易書留等により郵送するか、持参してください。

### 必要な申請書類

宅地建物取引主任者証交付申請書

必要な事項を記入してください。押印は認印でかまいません。

顔写真2枚(申請日から6ヶ月以内の撮影・カラー・無帽・無背景・  
縦3cm横2.4cm)

1枚は申請書に貼付し、1枚は裏面に氏名を記入して貼付せず提出してください。

三重県収入証紙 4,500円

証紙欄に貼付してください。

返信用切手 380円

### 提出先

〒514-8570  
三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部建築開発室  
宅建業・建築士グループ  
TEL 059-224-2708

## 2 試験に合格してから1年を超えている場合

三重県知事が指定する講習（法定講習）を受講する必要がありますので、下記法定講習実施団体に申し込んでください。主任者証は、法定講習受講後、即日交付されます。

### 実施団体

〒514 0008

三重県津市上浜町1丁目6-1 (社)三重県宅地建物取引業協会

TEL 059-227-5018